

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成22年3月25日(2010.3.25)

【公開番号】特開2009-6909(P2009-6909A)

【公開日】平成21年1月15日(2009.1.15)

【年通号数】公開・登録公報2009-002

【出願番号】特願2007-171070(P2007-171070)

【国際特許分類】

B 6 2 J	99/00	(2009.01)
F 0 2 M	35/16	(2006.01)
F 0 1 N	3/30	(2006.01)
F 0 1 N	3/34	(2006.01)
B 6 2 J	9/00	(2006.01)
B 6 2 J	35/00	(2006.01)

【F I】

B 6 2 J	39/00	G
F 0 2 M	35/16	L
F 0 2 M	35/16	N
F 0 1 N	3/30	A
F 0 1 N	3/30	G
F 0 1 N	3/34	3 0 1 C
F 0 1 N	3/34	3 0 1 K
B 6 2 J	9/00	G
B 6 2 J	35/00	C

【手続補正書】

【提出日】平成22年2月3日(2010.2.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

車体フレームと、この車体フレームに搖動自在に支持されているパワーユニットと、このパワーユニットの上方に且つ乗員が着座するシートの下方に配置されている収納ボックスと、上方から見たときに前記収納ボックスの後部と重なるように、且つ、側方から見たときに前記パワーユニットと前記収納ボックスとの間に配置され、前記パワーユニットに支持されているエアクリーナと、を備えるスクータ型車両において、

前記エアクリーナには、内部を前後に仕切り前側にクリーン室、後側にダーティー室を形成して外気をろ過するエレメントと、前記ダーティー室の上面に開けこのダーティー室に外気を吸入する吸気口と、この吸気口に取り付けると共に車両の前方に向けて延設され外気を前記吸気口に導くダクトと、が備えられ、

前記ダクトの先端部は、前記収納ボックスの後端部よりも後方に配置され、

前記車体フレームには、エンジンの排気系部品に空気を供給する二次空気供給装置が備えられ、前記エアクリーナの側方には、前記二次空気供給装置の構成要素としての二次空気用エアクリーナが一体的に備えられていることを特徴とするスクータ型車両。

【請求項2】

前記燃料タンクは、前記収納ボックスの後方に配置されると共に、前記収納ボックスの

後側面と前記燃料タンクの前側面との間には隙間が設けられ、

前記パワーユニットが揺動して前記エアクリーナが前記収納ボックスに近接するときには、前記隙間の近傍に前記ダクトが位置するようにしたことを特徴とする請求項1記載のスクータ型車両。

【請求項3】

二次空気量を制御する二次空気制御ユニットには空気導入パイプが備えられ、この空気導入パイプは、前記二次空気用エアクリーナの前面に嵌合支持されていることを特徴とする請求項1記載のスクータ型車両。

【請求項4】

前記二次空気制御ユニットは、前記エアクリーナの前面に取り付けた別体の支持ステーを介して前記エアクリーナに支持されていることを特徴とする請求項3記載のスクータ型車両。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

請求項1に係る発明は、車体フレームと、この車体フレームに揺動自在に支持されているパワーユニットと、このパワーユニットの上方に且つ乗員が着座するシートの下方に配置されている収納ボックスと、上方から見たときに収納ボックスの後部と重なるように、且つ、側方から見たときにパワーユニットと収納ボックスとの間に配置され、パワーユニットに支持されているエアクリーナと、を備えるスクータ型車両において、エアクリーナには、内部を前後に仕切り前側にクリーン室、後側にダーティー室を形成して外気をろ過するエレメントと、ダーティー室の上面に開けこのダーティー室に外気を吸入する吸気口と、この吸気口に取り付けると共に車両の前方に向けて延設され外気を前記吸気口に導くダクトと、が備えられ、ダクトの先端部は、収納ボックスの後端部よりも後方に配置され、車体フレームには、エンジンの排気系部品に空気を供給する二次空気供給装置が備えられ、エアクリーナの側方には、二次空気供給装置の構成要素としての二次空気用エアクリーナが一体的に備えられていることを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

請求項3に係る発明では、二次空気量を制御する二次空気制御ユニットには空気導入パイプが備えられ、この空気導入パイプは、二次空気用エアクリーナの前面に嵌合支持されていることを特徴とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

請求項4に係る発明では、二次空気制御ユニットは、エアクリーナの前面に取り付けた別体の支持ステーを介してエアクリーナに支持されていることを特徴とする。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

さらに、ダクトの先端部は、収納ボックスの後端部よりも後方に配置されているので、エアクリーナと収納ボックスとの間に十分な大きさの空間が得られ、収納ボックスの容積を十分に確保することができる。

従って、エアクリーナに必要十分な吸気性能をもたせると共に、収納ボックスに十分な収納容量をもたせることができる。

さらに、二次空気用エアクリーナを設ける場合に、この二次空気用エアクリーナを、エアクリーナの側方に備えるようにしたので、収納ボックスの配置への影響を減らすことができる。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

請求項3に係る発明では、二次空気用エアクリーナと二次空気制御ユニットとの間には空気導入パイプが備えられ、この空気導入パイプは、二次空気用エアクリーナの前面に嵌合支持されている。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

請求項4に係る発明では、二次空気制御ユニットは、エアクリーナに取り付けた支持ステーを介して支持されているので、収納ボックスの大きさ及び配置などへの影響を一層抑えることができる。加えて、二次空気制御ユニットを一層確実に支持することができる。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0044

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0044】

加えて、エアクリーナ41の前面41fには、プレート状を呈する支持ステー92の一端がボルト93・・・を介して取り付けられ、支持ステー92の他端はボルト93・・・を介して二次空気制御ユニット74に取り付けられている。つまり、二次空気制御ユニット74は、エアクリーナ41の前面41fに取り付けた別体の支持ステー92を介してエアクリーナ41に支持されている。